

特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップ定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップといい、英語の表記は Social Action Partnership、通称SAP（サップ）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京田辺市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、障害を持ち、地域で生活をしている人、自立生活を目指す人、また社会福祉の支援を必要とする全ての人々に対して、その人の生活と権利を擁護し、その人らしい暮らしの実現を様々な角度から支援するとともに、誰もが自己決定のもとに主体的に社会と関わることができるよう、既成の概念を変革し、ノーマライゼーション社会・ソーシャル・インクルージョン（違いを持ったすべての人が存在の価値と役割を持って生活でき、すべての人を包含しうることでできる環境を構築していくことが社会が担うべき責務であるという考え方）の実現を目指すための事業を行い、地域の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における福祉サービス事業
- ②介護保険法におけるサービス事業
- ③援助を必要とする人に対する相談支援事業

- ④人権啓発に関する事業
- ⑤成年後見人、保佐人、補助人並びに任意後見人の引受に関する事業
- ⑥契約に基づく委任事務の引受に関する事業
- ⑦前⑤、⑥号に掲げる事務に関わる個人財産の管理に関する事業
- ⑧成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人並びに任意後見監督人の引受に関する事業
- ⑨成年後見制度の利用相談及び利用支援に関する事業
- ⑩障害者、高齢者の身元保証人確保支援及び身元保証人引受に関する事業
- ⑪障害者、高齢者に対する余暇活動支援に関する事業
- ⑫障害者、高齢者に対する制度外の福祉サービス事業
- ⑬地域貢献を目的とするコミュニティビジネスに関する事業
- ⑭地域福祉のニーズ調査に関する事業
- ⑮ボランティアの育成事業
- ⑯労働者派遣事業〈就労継続支援事業〉
- ⑰不動産賃貸業〈重度障害者に対するバリアフリー住宅の提供〉
- ⑱障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における特定相談支援事業
- ⑲障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における一般相談支援事業
- ⑳古物営業法に基づく古物営業〈就労継続支援事業〉
- ㉑インターネットを利用した通信販売業及び古物の売買業〈就労継続支援事業〉
- ㉒その他第3条の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員の入会については特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人～8人
- (2) 監 事 1人～2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を1名置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は総会で選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 会議

（種別）

第 21 条 この法人の会議は総会および理事会とする。

- 2 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 理事の解任
- (7) 監事の選任又は解任

- (8) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
- (9) その他運営に関する重要事項
- 2 理事会はこの定款に定めるものの他、次の事項を議決する。
 - (1) 事務局の組織及び運営
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示した書面にて請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
- 3 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長又は副理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示した書面にて請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は理事長又は副理事長が招集する。
- 5 前条第 3 項第 2 号及び第 3 号の請求があった場合、理事長は 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集する場合は会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、ファックス、E-メールをもって少なくとも 5 日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときはこの限りではない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は理事長又は副理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会及び理事会における議決事項は、第 25 条第 3 項又は同条第 6 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

4 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員又は各理事（以下「構成員」という。）の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、第 31 条第 1 項第 2 号及び第 44 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 4 項及び第 31 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

6 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(書面等による議決)

第 30 条 理事長は簡易な事項又は急を要する事項については、各理事が書面又はファックス、E-メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第31条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成を行った者の氏名

4 前項の規定は、理事会の議事録について準用する。この場合において、同項中「正会員全員」とあるのは「理事全員」に、「書面」とあるのは「書面又はファックス、E-メール」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第34条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第35条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第36条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第39条 削除

（予算の追加及び更正）

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第41条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第 43 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 46 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 47 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第 48 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第49条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小森猛
理事	青木麗
同	井上亜希子
同	友川信寛
同	八幡誠
監事	松本公子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日からその事業年度末までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

- ・入会金 0円
- ・年会費 0円

(2) 賛助会員

- ・入会金 0円
- ・年会費 0円

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

附 則

この定款は、定款変更認証の日から施行する。

2025 年度の事業計画書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップ

1 事業実施の方針

障害を持ち、地域で生活をしている人、自立生活を目指す人、また社会福祉の支援を必要とする全ての人々に対して、その人の生活と権利を擁護し、その人らしい暮らしの実現を様々な角度から支援するとともに、誰もが自己決定のもとに主体的に社会と関わることができるよう、既成の概念を変革し、ノーマライゼーション社会とソーシャル・インクルージョンの実現を目指すための事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (概算) (単位：千 円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における福祉サービス事業	就労継続支援 B 型 生活介護	(A) 2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日 8 時間/1 日(休日を除く) (B) 京田辺市・精華町 (C) 50 名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 85 名	193,030
	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 共同生活援助 共同生活介護	(A) 2025 年 4 月 1 日 ～2026 年 3 月 31 日 24 時間営業 (B) 京田辺市・城陽市・宇治市・京都市・ 精華町 (C) 45 名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 50 名	122,878
② 介護保険法におけるサービス事業	実施予定なし			
③ 援助を必要とする人に対する相談支援事業	生活全般などに関する相談支援	(A) 2025 年 4 月 1 日 ～2026 年 3 月 31 日 (B) 京田辺市 (C) 3 名	範囲特定せず	0
④ 人権啓発に関する事業	当事者団体や社会福祉協議会と協力して実施	(A) 2025 年 4 月 1 日 ～2026 年 3 月 31 日 (B) 京田辺市 (C) 3 名	範囲特定せず	0
⑤ 成年後見人、	実施予定なし			0

保佐人、補助人並びに任意後見人の引受に関する事業				
⑥ 契約に基づく委任事務の引受に関する事業	実施予定なし			0
⑦ 前⑤、⑥号に掲げる事務に関わる個人財産の管理に関する事業	実施予定なし			0
⑧ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人並びに任意後見監督人の引受に関する事業	実施予定なし			0
⑨ 成年後見制度の利用相談及び利用支援に関する事業	実施予定なし			0
⑩ 障害者、高齢者の身元保証人確保支援及び身元保証人引受に関する事業	賃貸契約などの際の身元保証人引受	随時	範囲特定せず	0
⑪ 障害者、高齢者に対する余暇活動支援に関する事業	地域生活支援事業	(A) 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日 (B) 京田辺市・城陽市・宇治市・京都市・精華町 (C) 30 名	移動支援・日中一時の支給決定を受けた者	1, 7 0 0
⑫ 障害者、高齢者に対する制度外の福祉サービス事業	地域サロン・居場所支援など	随時	範囲特定せず	0
⑬ 地域貢献を目的とするコミュニティビジネスに関する事業	実施予定なし			0
⑭ 地域福祉のニーズ調査に関する事業	実施予定なし			0
⑮ ボランティアの育成事業	実施予定なし			0
⑯ 労働者派遣事業〈就労継続	実施予定なし			0

支援事業)				
⑰ 不動産賃貸業〈重度障害者に対するバリアフリー住宅の提供〉	重度障害者対応のアパート4室の運営・管理	(A) 2025年4月1日～2026年3月31日 (B) 京田辺市 (C) 1名	入居者	400
⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における特定相談支援事業	指定特定相談支援事業	(A) 2025年4月1日～2026年3月31日 (B) 京田辺市 (C) 1名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 40名	3,400
⑲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における一般相談支援事業	実施予定なし			0
⑳ 古物営業法に基づく古物営業〈就労継続支援事業〉	2026年度に事業実施のための準備			0
㉑ インターネットを利用した通信販売業及び古物の売買業〈就労継続支援事業〉	2026年度に事業実施のための準備			0
㉒ その他第3条の目的達成のために必要な事業	実施予定なし			0

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップ

1 事業実施の方針

障害を持ち、地域で生活をしている人、自立生活を目指す人、また社会福祉の支援を必要とする全ての人々に対して、その人の生活と権利を擁護し、その人らしい暮らしの実現を様々な角度から支援するとともに、誰もが自己決定のもとに主体的に社会と関わることができるよう、既成の概念を変革し、ノーマライゼーション社会とソーシャル・インクルージョンの実現を目指すための事業を行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (概算) (単位: 千 円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における福祉サービス事業	就労継続支援 B 型 生活介護	(A) 2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日 8 時間/1 日(休日を除く) (B) 京田辺市・精華町 (C) 50 名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 85 名	191,780
	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 共同生活援助 共同生活介護	(A) 2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日 24 時間営業 (B) 京田辺市・城陽市・宇治市・京都市・ 精華町 (C) 45 名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 50 名	121,878
② 介護保険法におけるサービス事業	実施予定なし			0
③ 援助を必要とする人に対する相談支援事業	生活全般などに関する相談支援	(A) 2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日 (B) 京田辺市 (C) 3 名	範囲特定せず	0
④ 人権啓発に関する事業	当事者団体や社会福祉協議会と協力して実施	(A) 2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日 (B) 京田辺市 (C) 3 名	範囲特定せず	0
⑤ 成年後見人、	実施予定なし			0

保佐人、補助人並びに任意後見人の引受に関する事業				
⑥ 契約に基づく委任事務の引受に関する事業	実施予定なし			0
⑦ 前⑤、⑥号に掲げる事務に関わる個人財産の管理に関する事業	実施予定なし			0
⑧ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人並びに任意後見監督人の引受に関する事業	実施予定なし			0
⑨ 成年後見制度の利用相談及び利用支援に関する事業	実施予定なし			0
⑩ 障害者、高齢者の身元保証人確保支援及び身元保証人引受に関する事業	賃貸契約などの際の身元保証人引受	随時	範囲特定せず	0
⑪ 障害者、高齢者に対する余暇活動支援に関する事業	地域生活支援事業	(A)2026年4月1日～2027年3月31日 (B)京田辺市・城陽市・宇治市・京都市・精華町 (C)30名	移動支援・日中一時の支給決定を受けた者	1,700
⑫ 障害者、高齢者に対する制度外の福祉サービス事業	地域サロン・居場所支援など	随時	範囲特定せず	0
⑬ 地域貢献を目的とするコミュニティビジネスに関する事業	実施予定なし			0
⑭ 地域福祉のニーズ調査に関する事業	実施予定なし			0
⑮ ボランティアの育成事業	実施予定なし			0
⑯ 労働者派遣事業〈就労継続	実施予定なし			0

支援事業)				
⑰ 不動産賃貸業〈重度障害者に対するバリアフリー住宅の提供〉	重度障害者対応のアパート4室の運営・管理	(A)2026年4月1日～2027年3月31日 (B)京田辺市 (C)1名	入居者	400
⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における特定相談支援事業	指定特定相談支援事業	(A)2026年4月1日～2027年3月31日 (B)京田辺市 (C)1名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 40名	3,400
⑲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における一般相談支援事業	実施予定なし			0
⑳ 古物営業法に基づく古物営業〈就労継続支援事業〉	就労継続支援B型における利用者の生産活動	(A)2026年4月1日～2027年3月31日 8時間/1日(休日を除く) (B)京田辺市 (C)5名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 10名	500
㉑ インターネットを利用した通信販売業及び古物の売買業〈就労継続支援事業〉	就労継続支援B型における利用者の生産活動	(A)2026年4月1日～2027年3月31日 8時間/1日(休日を除く) (B)京田辺市 (C)5名	障害福祉サービスの支給決定を受けた者 10名	500
㉒ その他第3条の目的達成のために必要な事業	実施予定なし			0

2025年度 活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで
特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費		0	
2 受取寄付金		0	
3 受取助成金等		0	
4 事業収益			
介護等給付	384,500,000		
委託補助金収益	10,000,000	394,500,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	100,000	100,000	
経常収益計			394,600,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	268,180,000		
工賃	4,500,000		
人件費計	272,680,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	6,200,000		
通信費	2,900,000		
共有消耗品	40,000		
消耗品費	4,000,000		
修繕費	2,250,000		
広告宣伝費	4,000,000		
外注費	130,000		
車両費	5,000,000		
水道光熱費	5,500,000		
地代家賃	12,658,000		
保険料	1,900,000		
研修費	450,000		
食材費	1,500,000		
他事業費	2,200,000		
その他経費計	48,728,000		
事業費計		321,408,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	7,400,000		
法定福利費	4,900,000		
給与手当	8,000,000		
賞与手当	1,200,000		
人件費計	21,500,000		
(2) その他経費			
福利厚生費	3,000,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	400,000		
修繕費	2,250,000		
支払手数料	4,000,000		
保険料	700,000		
雑費	50,000		
減価償却費	16,000,000		
支払利息	3,000,000		
他経費	1,500,000		
法人税等	2,000,000		
その他経費計	32,950,000		
管理費計		54,450,000	
経常費用計			375,858,000
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			18,742,000
前期繰越正味財産額			263,399,257
次期繰越正味財産額			282,141,257

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP62の様式例を参照40)

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人ソーシャルアクション・パートナーシップ
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費		0	
2 受取寄付金		0	
3 受取助成金等		0	
4 事業収益			
介護等給付	384,500,000		
委託補助金収益	10,000,000	394,500,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	100,000	100,000	
経常収益計			394,600,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
給料手当	268,180,000		
工賃	4,800,000		
人件費計	272,980,000		
(2) その他経費			
旅費交通費	6,200,000		
通信費	2,900,000		
共有消耗品	40,000		
消耗品費	4,000,000		
広告宣伝費	4,000,000		
外注費	130,000		
車両費	5,000,000		
水道光熱費	5,500,000		
地代家賃	12,658,000		
保険料	1,900,000		
研修費	450,000		
食材費	1,500,000		
他事業費	2,900,000		
その他経費計	47,178,000		
事業費計		320,158,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	7,400,000		
法定福利費	4,900,000		
給与手当	8,000,000		
賞与手当	1,200,000		
人件費計	21,500,000		
(2) その他経費			
福利厚生費	3,000,000		
旅費交通費	50,000		
消耗品費	400,000		
支払手数料	4,000,000		
保険料	700,000		
雑費	50,000		
減価償却費	16,000,000		
支払利息	3,000,000		
他経費	1,500,000		
法人税等	2,000,000		
その他経費計	30,700,000		
管理費計		52,200,000	
経常費用計			372,358,000
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			22,242,000
前期繰越正味財産額			282,141,257
次期繰越正味財産額			304,383,257

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP62の様式例を参照)。